

○財務省告示第二百二十六号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十五年六月十四日に発行した政府短期証券の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年七月四日

財務大臣臨時代理

国務大臣 甘利 明

一 名称及び記 国庫短期証券（第三百七十三回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額

十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九										
払込 延期 日	者入 札所 参加	場元 所金 支払	償還 金額	償還 期限	争入 札発	非 格競	者 第I	特 参加	国 債市 場	口	イ	一 発 行 行 日	振替 単 位				
平成 二十 五年 六月 十四 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円	償 還 金 を 支 払 う 。	当 た る と き は 、 そ の 翌 営 業 日 に	た だ し 、 償 還 期 が 銀 行 休 業 日 に	平 成 二 十 五 年 八 月 二 日	十 八 銭 八 厘 三 毛	額 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 九	募 価 格	十 八 銭 八 厘 以 上 の そ れ ぞ れ の 応	額 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 九	平 成 二 十 五 年 六 月 十 四 日	す る 。	額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿